

○防衛省告示第三十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和七年二月二十一日次のとおり決定された。

令和七年二月二十五日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇一一	キャンプ・ハンセン	名護市	公有	土地…約二、六〇〇平方メートル

名護市が配水池の用地として共同使用する。

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

五〇〇一 板付飛行場 福岡市 国有 建物・約七〇平方メートル

工作物・照明装置等

庁舎として追加提供する。

国土交通省航空交通管理センターの施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要

三一九二 富士駐屯地 静岡県駿東郡小山町 国有 建物・約六〇〇平方メートル

工作物・水道等

情報共有に係る検証を実施するため新規提供する。

使用期間…令和七年三月二十日から同年

四月二十三日までの間

陸上自衛隊富士駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は

、地位協定の関連ある条項が適用される

。